

環境にやさしい社会の実現

自動車グリーン税制の延長

- ・自動車税のグリーン化の延長（自動車税）
- ・低燃費車に係る特例措置の延長（自動車取得税）
- ・最新排出ガス規制適合車に係る特例措置の拡充（自動車取得税）
- ・自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において、最新の自動車排出ガス規制に適合したバス・トラック等の買い換えに係る特例措置の拡充（自動車取得税）

自動車税グリーン化

（軽課）

	新	新
燃費基準	-	25%軽減
燃費基準 + 5%	25%軽減	50%軽減

電気、CNG、メタノール自動車 50%軽減

（重課）

車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車 10%重課

制度期間 : 2年間（H16～17年度）

低燃費特例（自動車取得税控除）

	新	新
燃費基準	-	20万円控除
燃費基準 + 5%	20万円控除	30万円控除

制度期間 : 2年間（H16～17年度）

平成17年排出ガス規制適合車（ディーゼル車）の早期取得特例（自動車取得税）

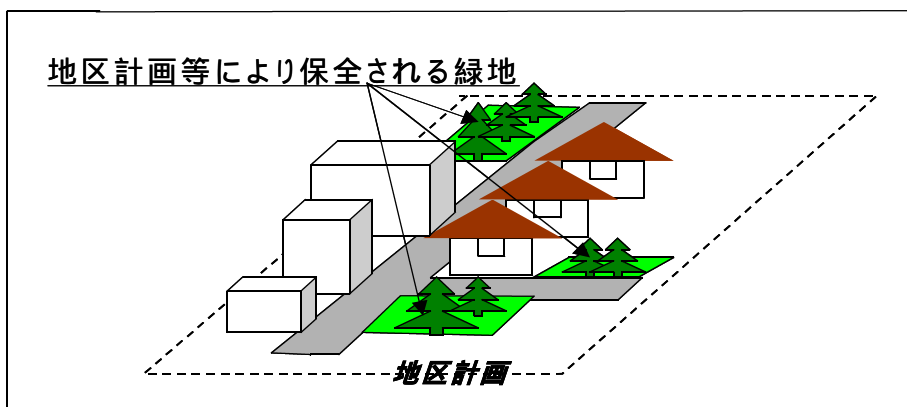
- ・早期取得：2.0%軽減（H16.4.1～H17.9.30）
- ・NOx・PM法対策地域内の廃車代替：2.1%軽減（H16.4.1～H17.9.30）

市街地内の緑地、都市近郊の里山の保全等のための特例措置の拡充等

都市地域における良好な緑を確保するため、緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を一体的に推進する法制度の拡充に併せ、市街地内の緑地、都市近郊の里山の保全等のための特例措置を拡充

地区計画等により保全される緑地に関する特例措置の創設（相続税）

- ・木材の伐採制限等が定められている地区計画等の区域内の緑地を適正な水準に評価減



管理協定が締結されている土地の評価の軽減についての区域の拡大（相続税）

- ・届出制により緑地を保全する緑地保全地域（仮称）等において締結される管理協定（注）に係る土地を適正な水準に評価減

（注）地方公共団体等と土地所有者が協定を締結し、緑地の適正な保全を図る制度

立体公園の用地として貸し付けられた土地に関する特例措置の拡充（相続税）

- ・立体公園（地下利用型）の用地として貸し付けられている土地を適正な水準に評価減

建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置の延長及び拡充

（所得税、法人税、固定資産税）

建設副産物の再利用及び減量化を促進することによって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効利用を図るため、建設廃棄物の再資源化施設に係る特例措置を拡充及び延長する。

(1) 延長（適用期限を2年間延長する。）

所得税、法人税：14%の特別償却

廃木材破砕・再生処理装置（破砕装置、乾燥熱圧装置）

建設混合廃棄物選別設備

固定資産税：課税標準を3年間3/4の額に減額

廃木材乾燥熱圧装置

建設混合廃棄物選別装置

建設汚泥脱水装置

(2) 拡充

建設汚泥再生処理装置を固定資産税の特例措置（課税標準を3年間3/4の額に減額）の対象に追加